

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案新旧対照条文

○	踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）（第二条関係）	16
○	開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）（第三条関係）	19
○	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）（抄）（第四条関係）	21

○ 踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置及び踏切支障報知装置をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（定義） 第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置及び踏切支障報知装置（障害物検知装置により発炎信号、発光信号又は発報信号を現示する装置を動作させることができるものに限る。以下同じ。）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（立体交差化の指定基準） 第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。 一 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が一万以上になると認められるもの 二 平成二十七年末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上になり、かつ一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上になると認められるもの 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの 四 平成二十三年度以降の五箇年間に於いて改築（舗装を除く。以下同じ。）が行われる一般国道の区間に係るもの 五 平成二十三年度以降の五箇年間に於いて行われる道路（高速自動車国道及び一般国道を除く。）の改築、停車場の改良、鉄道の複線化等の工事に係るもので、立体交差化を実施することにより交通の円滑化に著しく効果があると認められるもの</p>

(削る)

2 前項の基準に該当する踏切道で次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして指定を行わないことができる。

- 一 地形上立体交差化を実施することが著しく困難なもの
- 二 一時的なもの
- 三 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合において、立体交差化を実施することによって鉄道又は道路の効用が著しく阻害されるもの
- 四 立体交差化の工事に要する費用が立体交差化によって生ずる利益を著しく超えるもの

(構造の改良の指定基準)

第三条 法第三条第一項の規定により構造の改良を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 平成二十七年度末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上になると認められるもので次のいずれかに該当するもの
 - イ 踏切道における車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）の幅員と踏切道に接続する道路の車道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ロ 鉄道と道路との交差角が四十度未満のもの
 - ハ 踏切道に接続する道路の踏切道の両側から十メートルまでの区間が踏切道の部分を含めて直線でないもの
 - ニ 踏切道に接続する道路の踏切道の両側から三十メートルまでの区間の縦断こう配が四パーセント以上のもの
 - ホ 見通し区間の長さが道路構造令第二十九条第三号に規定する見通し区間の長さの二分の一以下のもの
- 二 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道以外の部分をいう。以下同じ。）

(削る)

- 一 幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもの
 - 二 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもので、構造の改良により事故の防止に効果があると認められるもの
 - 三 構造の改良により事故の防止に著しく効果があると認められるもの
- 2
- 一 前項の基準に該当する踏切道で次のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により構造の改良を実施すべきものとして指定を行わないことができる。
 - 一 地形上構造の改良を実施することが著しく困難なもの
 - 二 一時的なもの
 - 三 構造の改良の工事に要する費用が構造の改良によつて生ずる利益を著しく超えるもの
 - 四 前項第一号ホのみに該当するもので、保安設備が設置されているもの、法第三条第一項の規定により保安設備の整備を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの又は運転回数極めて少ない鉄道に係るもの
 - 五 法第三条第一項の規定により立体交差化を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの
 - 六 前項第二号又は第三号のみに該当するもので、法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの
- (歩行者等立体横断施設の整備の指定基準)
- 第四条 法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。
- 一 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの
 - 二 四線以上の区間にあるものその他踏切道の長さが著しく長いもの
 - 三 歩行者等立体横断施設の整備により事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるもの

(削る)

2 前項の基準に該当する踏切道で次のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により歩行者等立体横断施設の整備を実施すべきものとして指定を行わないことができる。

- 一 地形上歩行者等立体横断施設の整備を実施することが著しく困難なもの
- 二 一時的なもの
- 三 周辺に歩行者又は自転車安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な施設が存するもの
- 四 歩行者等立体横断施設の整備の工事に要する費用が歩行者等立体横断施設の整備によって生ずる利益を著しく超えるもの
- 五 法第三条第一項の規定により立体交差化又は構造の改良を実施すべきものとして国土交通大臣が指定を行うもの

(保安設備の整備の指定基準)

第五条 法第三条第一項の規定により踏切遮断機（踏切遮断機を設置することが技術上著しく困難であると認められる踏切道にあつては、踏切警報機。以下この条において同じ。）を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 自動車が行き止まりの道であつて、道路交通法（昭和三十一年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のもの
- 二 平成二十三年四月一日以後の日を含む三年間において三回以上又は平成二十三年四月一日以後の日を含む一年間において二回以上の事故が発生し、かつ、踏切遮断機の設置によつて事故の防止に効果があると認められるもの
- 三 複線以上の区間にあるもので、踏切遮断機の設置によつて事故の防止に効果があると認められるもの
- 四 踏切道を通る列車の速度が百二十キロメートル毎時以

(削る)

- 五 付近に幼稚園又は小学校があることその他の特別の事情により危険性が大きいと認められるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警手の配置その他の理由により、踏切遮断機を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切遮断機を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

第六条 法第三条第一項の規定により踏切警報時間制御装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、次の各号に該当する踏切道とする。

- 一 列車の速度が異なること等により、列車ごとの警報の開始から列車の到達までの時間について三十秒以上の差があるもの
- 二 一時間の鉄道交通量（踏切道を通過する列車（入換車両及び新設軌道の車両を含む。）の数を別表に掲げる換算率により換算した数値をいう。第八条において同じ。）が十五を超えるもの
- 2 前項の基準に該当する踏切道で次の各号のいずれかに該当するものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切警報時間制御装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。
 - 一 踏切警報時間制御装置の設置による踏切遮断時間の短縮の効果がであると認められないもの
 - 二 踏切警手の配置その他の理由により、踏切警報時間制御装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるもの

(削る)

第七条 法第三条第一項の規定により二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーバーハング型警報装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、踏切遮断機が設置されている踏切道であつ

て当該踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時を超えるものうち、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの
- 二 平成二十三年四月一日以後の日を含む五年間において一回以上の事故が発生し、かつ、当該保安設備の設置によって事故の防止に効果があると認められるもの

2 | 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警手の配置その他の理由により、二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーババーハング型警報装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により二段型遮断装置、大型遮断装置又はオーババーハング型警報装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

(削る)

第八条 法第三条第一項の規定により踏切支障報知装置を設置すべきものとして指定を行う踏切道は、踏切遮断機が設置されている踏切道であつて次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 当該踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの
イ 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が二千以上のもの
ロ 平成二十三年四月一日以後の日を含む五年間において一回以上の事故が発生し、かつ、当該保安設備の設置によって事故の防止に効果があると認められるもの
- 二 一時間の鉄道交通量が十五を超えるもの
- 三 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの

2 | 前項の基準に該当する踏切道で、踏切警手の配置その他の理由により、踏切支障報知装置を設置した場合と同等の安全が確保されていると認められるものは、同項の規定にかかわらず、法第三条第一項の規定により踏切支障報知装置を設置すべきものとして指定を行わないことができる。

(踏切道指定基準)

(新設)

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のも
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のも
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
 - ハ 前号ハ及びニに該当するもの
- 六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のもので次のいずれかに該当するもの
 - イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの
通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

八 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

（削る）

（削る）

（歩行者等立体横断施設）

第九条 法第三条第一項の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 横断歩道橋
- 二 地下横断歩道
- 三 前二号に掲げるもののほか、歩行者又は自転車が安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路

（立体交差化計画等）

第十条 法第四条第一項の立体交差化計画等には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 立体交差化等を実施する踏切道の名称及び位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
- 二 工事の概要
- 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
- 四 工事着手予定時期及び工事完了予定時期

(削る)

(踏切道改良基準)

第三条 法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定指定基準(当該踏切道の指定に際して該当するとされた前条各号に掲げる基準をいう。以下同じ。)

一 前条第一号から第五号までに掲げる基準 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良(踏切道に接続する鉄道又は道路の構造の改良を含む。)、舗装の着色(歩行者と車両(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。))とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。)、歩行者等立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。)、の整備、保安設備の整備その他の改良の方法(以下「特定改良方法」という。)であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特

2 前項の立体交差化計画等には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

(保安設備整備計画)

第十一条 法第四条第十二項の保安設備整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保安設備の整備を実施する踏切道の名称及び位置
 - 二 設置しようとする保安設備の種類
 - 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
 - 四 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 2 前項の保安設備整備計画には、踏切道付近の略図及び保安設備の配置の概要図を添付しなければならない。

(新設)

定指定基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第六号から第九号までに掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三 前条第十号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2| 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故の防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが見込まれるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第三条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しな

(新設)

(新設)

なければならない。

(地方踏切道改良計画の記載事項)

第六条 法第四条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 改良を実施する踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名
- 二 工事の概要
- 三 工事に要する費用の総額及びその内訳
- 四 工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- 五 踏切道の近傍に立地する他の踏切道に関する事項がある場合には、その事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、踏切道の改良に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(国踏切道改良計画の記載事項)

第七条 法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(補助の申請)

第八条 法第十条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。))の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出し

(新設)

(新設)

(補助の申請)

第十二条 法第八条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日(保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備整備計画に係る改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。))の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

なければならぬ。
一〇三 (略)

(保安設備整備工事完了届)

第九条 法第十条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十条 法第十条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

(事業用固定資産の価額)

第十一条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号。以下「令」という。)第二条の事業用固定資産の価額は、第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額とする。

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第十二条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を営営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一 (略)

一〇三 (略)

(保安設備整備工事完了届)

第十三条 法第八条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備整備計画に係る改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十四条 法第八条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を経由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

(事業用固定資産の価額)

第十五条 踏切道改良促進法施行令(昭和三十七年政令第三百二号。以下「令」という。)第二条の事業用固定資産の価額は、第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額とする。

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第十六条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を営営する場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

一 (略)

二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

ロ (略)

三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者にならうとする者の申請の手続)

第十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 〰ホ (略)

〰 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 〰ニ (略)

ホ 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

三 (略)

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第十四条 (略)

(貸付申請の手続)

第十五条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第十一条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 〰四 (略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第十六条 令第五条の国土交通省令で定める踏切道は、第二条第一号から第三号までのいずれかに該当する踏切道とする。

二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合

イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

ロ (略)

三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十二条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者にならうとする者の申請の手続)

第十七条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 〰ホ (略)

〰 法第九条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ 〰ニ (略)

ホ 法第九条第一項の同意を得たことを証する書類

三 (略)

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第十八条 (略)

(貸付申請の手続)

第十九条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第九条第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 〰四 (略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第二十条 令第五条の国土交通省令で定める踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(報告の徴収)

第十七条 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、第十三条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2 (略)

(削る)

(削る)

第一号様式
国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称



一 平成二十七年度末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上になると認められるもの

二 平成二十七年度末における一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上になり、かつ平成二十七年度末における一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上になると認められるもの

三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上になるもの

(報告の徴収)

第二十一条 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、法第十一条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 (略)

(書類の経由)

第二十二条 法第三条第二項の規定による申出(保安設備の整備に係るものに限る。)、法第四条第十二項の規定による保安設備整備計画の提出及び前条第一項の規定による報告書の提出(鉄道事業者が行うものに限る。)は、当該踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。



別表(第六条関係)

(略)

第一号様式
国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称



<p style="text-align: center;">保安設備整備費補助金交付申請書</p> <p>踏切道改良促進法第 3 条第 1 項の規定により指定を受けた踏切道について保安設備の整備による改良の工事が完了したので、下記により同法第 10 条第 1 項の規定により保安設備整備費補助金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>第三号様式 国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">保安設備整備工事完了届 </p> <p>下記のとおり <u>保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了しました。</u></p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p>	<p style="text-align: center;">保安設備整備費補助金交付申請書</p> <p>踏切道改良促進法第 3 条第 1 項の規定により指定を受けた踏切道について保安設備整備計画に係る改良の工事が完了したので、下記により同法第 8 条第 1 項の規定による保安設備整備費補助金の交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>第三号様式 国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 住 所 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">保安設備整備工事完了届 </p> <p>下記のとおり <u>保安設備整備計画に係る改良の工事が完了しました。</u></p> <p style="text-align: center;">記 (略)</p>
---	--

改正案	現行
<p>（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）</p> <p>第四条の十八 法第四十八条の二十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。</p> <p>（道路協力団体の指定）</p> <p>第四条の十九 法第四十八条の二十第一項の規定による指定は、法第四十八条の二十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。</p> <p>（道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等）</p> <p>第四条の二十 法第四十八条の二十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件又は歩廊、雪よけその他これらに類する施設で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの</p> <p>二 令第七条第九号の自動車駐車場及び自転車駐車場で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの</p> <p>三 令第七条第十二号の車輪止め装置その他の器具で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの（前号に掲げる施設に設けるものを除く。）</p> <p>四 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 五 標識又はベンチ若しくはその上屋、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 六 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 七 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催し（道路に関するものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為）

第四条の二十一 法第四十八条の二十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。）とする。

- 一 法第二十四条本文の規定による承認 花壇その他道路の緑化のための施設の設置、道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切取りその他の道路に関する工事又は除草、除雪その他の道路の維持
- 二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事事務、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設、工事事務に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用（前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の二十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。）

（新設）



改 正 案	現 行
<p>（占用料の額）</p> <p>第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第四条 開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、当該占用の同意をし、又は当該占用の協議が成立した日から一月以内に納入告</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第四条 開発道路に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の同意をした日から一月以内に納入告知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以</p>

知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

(開発道路に係る占用料の額の最低額)

第四条の二 開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

2・3 (略)

(開発道路に係る占用料の額の最低額)

第四条の二 開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定め」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。

○ 鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>五〽九（略）</p> <p>四 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第八 条第一項及び第二項の規定による勧告に係る事項</p>	<p>2 （略）</p> <p>五〽九（略）</p> <p>四 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第六 条第一項から第三項までの規定による勧告に係る事項</p>